

好太王碑文と顓頊曆紀年法

(好太王碑文／干支紀年法／顓頊曆紀年法)

友 田 吉 之 助
歴史学教室

The Epitaph for Kōtaiō and the Chronology of Sengyokureki

Kichinosuke TOMODA
Department of History

は し が き

東アジアで行われた紀年法には、国王の即位を起点として数える即位紀年法、元号を建てて数える元号紀年法（年号紀年法）、釈迦の入滅を起点として数える仏滅紀年法など種々の紀年法があるが、干支によって年を数える干支紀年法も、古くから東アジアの国々で行われた紀年法である。この干支紀年法は中国で創始された紀年法であるが、単に中国のみでなく、朝鮮・日本などでも行われ、過去の東アジアにおいては、国際的性格をもった重要な紀年法であるから、この紀年法の性格を明らかにすることは、東アジアの政治史ないし文化史の基礎的研究として、重要な意義をもつものと言わねばならない。

ところで干支紀年法によれば、昭和五十三年（西曆一九七八年）は戊午年であり、この数え方は、後漢の初頭に当る建武二十六年（西曆五〇年）以後は、変更されることなく今日に及んでいるのである。すなわち、西曆五〇年が庚

戊年であるから、西暦一九七八年に当る昭和五十三年は戊午年であることは明らかである。しかるに古文献の中には、昭和五十三年を丁巳年とする干支紀年法、すなわち現行の干支紀年法に比べ、年の干支を一年引き下げた干支紀年法が記されていることがあるのである。わたくしは以前に、この年の干支が一年引き下げられた干支紀年法について検討し、この干支紀年は現行の干支紀年法とは異なる干支紀年法、すなわち、一年引き下げられた干支紀年法によるものであること、その干支紀年法は、中国においても、わが国においても行われたものであることを、ほぼ明らかにしたが、小稿においては、高句麗の好太王碑文に記されている干支紀年は、この一年引き下げられた干支紀年法によるものであることを明らかにしてみたい。

一 好太王碑文の干支紀年法

中国の吉林省集安に建てられている好太王碑は、高句麗の第十九代の広開土王（好太王）の出自と事績を記した石碑であるが、好太王が薨じて二年後に建てられたものであるから、好太王の事績を研究するための同時代史料であり、当時の朝鮮半島の歴史を研究する史料として、第一級の史料的价值をもつものである。また、この碑文には、当時の日本と朝鮮半島との関係が記されているから、四世紀末から五世紀初頭にかけての日本の歴史を明らかにするための、重要な史料であることも周知の事実である。

さて、好太王碑文には、好太王の即位から薨去までの事績が編年的に記述されているが、その紀年法は年号紀年と干支紀年を併記している。いま、これらの紀年を碑文の記述の順序に従って列挙すると、次のとおりである。

永樂五年歲在乙未 （第一面第七行）

六年丙申 （第一面第九行）

八年戊戌 (第二面第五行)

九年己亥 (第二面第六行)

十年庚子 (第二面第八行)

十四年甲辰 (第三面第三行)

十七年丁未 (第三面第四行)

廿年庚戌 (第三面第六行)

右に挙げた八個の年は、年号紀年と干支紀年が併記されているが、「永樂五年歲在乙未」とあるのは、年号紀年で永樂五年であり、その年は、干支紀年では乙未年である、という意味である。「六年丙申」以下には「歲在」の語がないが、年の干支を書く場合には、「歲在」を省略するのが一般である。また「六年丙申」以下には「永樂」の年号がないが、碑文の文脈から見て、「永樂」を省略したものであることは明らかである。従って、碑文に記されている年号紀年と干支紀年との関係は、「永樂五年||乙未、永樂六年||丙申、永樂八年||戊戌、永樂九年||己亥、永樂十年||庚子、永樂十四年||甲辰、永樂十七年||丁未、永樂廿年||庚戌」ということになるのである。

ここで『三国史記』を見ると、「卷第三十」に次のような年表(第一表)が掲げられている(西暦は『三国史記』には記されていない)。

第一表

東	晉	高句麗	西曆
千支	年号紀年	即位紀年	
辛卯	太元 16	故国壤王 8	391
壬辰	17	好太王 1	392
癸巳	18	2	393
甲午	19	3	394
乙未	20	4	395
丙申	21	5	396
丁酉	隆安 1	6	397
戊戌	2	7	398
己亥	3	8	399
庚子	4	9	400
辛丑	5	10	401
壬寅	元興 1	11	402
癸卯	2	12	403
甲辰	3	13	404
乙巳	義熙 1	14	405
丙午	2	15	406
丁未	3	16	407
戊申	4	17	408
己酉	5	18	409
庚戌	6	19	410
辛亥	7	20	411
壬子	8	21	412
癸丑	9	長寿王 1	413
甲寅	10	2	414
乙卯	11	3	415

東晋の太元十六年の千支は辛卯であり、西曆三九一年に当るが、この年は高句麗の故国壤王八年に当るのである。『三国史記』の「高句麗本紀第六」によると、故国壤王は九年五月に薨じ、その年に好太王が即位しているから、好太王元年は東晋の太元十七年（壬辰年＝西曆三九二年）に当ることになる。また、同じ「高句麗本紀第六」によると、好太王は二十二年十月に薨じ、その年に長寿王が即位しているから、好太王の薨年は東晋の義熙九年（癸丑年＝西曆四一三年）に当るのである。すなわち、好太王は壬辰年（西曆三九二年）に即位し、癸丑年（西曆四一三年）に薨去したのである。ここで『三国遺事』を見ると、「王曆」に「広開土王。名談徳。壬辰立。治二十一年。」と記され

第二表

干支	三国史記	好太王碑文		西曆
	即位紀年	即位紀年	年齢	
辛卯	故国壤王 8	好太王 永樂 1	18	391
壬辰	好太王 1	2	19	392
癸巳	2	3	20	393
甲午	3	4	21	394
乙未	4	5	22	395
丙申	5	6	23	396
丁酉	6	7	24	397
戊戌	7	8	25	398
己亥	8	9	26	399
庚子	9	10	27	400
辛丑	10	11	28	401
壬寅	11	12	29	402
癸卯	12	13	30	403
甲辰	13	14	31	404
乙巳	14	15	32	405
丙午	15	16	33	406
丁未	16	17	34	407
戊申	17	18	35	408
己酉	18	19	36	409
庚戌	19	20	37	410
辛亥	20	21	38	411
壬子	21	長寿王 1	39	412
癸丑	長寿王 1	2		413
甲寅	2	3		414
乙卯	3	4		415

であり、『三国史記』と合致している。

『三国史記』によると、好太王は東晋の太元十七年（壬辰年＝西曆三九二年）に即位し、その年を好太王元年と数えているから、好太王五年は丙申年（西曆三九六年）に当ることは明らかである。しかるに好太王碑文は「永樂五年歳在乙未」と記し、永樂五年を乙未年としているから、永樂元年は辛卯年（東晋の太元十六年＝西曆三九一年）に当ることになる（第二表を参照されたい。「永樂」という元号は『三国史記』には記されていないが、好太王碑文の第一

面の第五行に、「二九にして登祚す。号して永楽太王と為す。」と記し、同面の第七行には、「永楽五年歳在乙未」とあるから、「永楽」が元号であることは間違いない。ここで『三国史記』の干支紀年と好太王碑文の干支紀年を比較してみると、『三国史記』では好太王五年は丙申年に当るにもかかわらず、好太王碑文は好太王五年を乙未年としている。また、『三国史記』は好太王元年を壬辰年とするのに対し、好太王碑文は好太王元年を辛卯年とするのである。すなわち、『三国史記』の紀年と好太王碑文の紀年との間には、一年のずれを生じているのである。

好太王碑文は同時代史料であるから、碑文の紀年に誤りがあるとは考え難いが、碑文の紀年に誤りがないとすれば、『三国史記』の紀年が誤りであろうか。第二表について検討してみると、碑文には「六年丙申・八年戊戌・九年己亥・十年庚子・十四年甲辰・十七年丁未・廿年庚戌」と記されているから、これら七個の紀年は、前述の「永楽五年歳在乙未」と全く同様に、『三国史記』の紀年に比べ、一年のずれを生じているのである。ここで一年のずれの性質について考えてみると、『三国史記』が好太王元年を壬辰年（西暦三九二年）とするのに対し、碑文は好太王元年を辛卯年（西暦三九一年）としているから、碑文が即位を一年早めていることになるのである。また、碑文の第一面第五行には、「二九登祚」と記され、第六行には、「卅有九晏駕」と記されているから、好太王は十八歳で国王の位につき、三十九歳で薨去したのである。従って薨去の年は壬子年（西暦四一二年）であり、在位年数は二十一年となる。してみると、碑文の薨年は『三国史記』のそれよりも一年早いことになるが、在位年数は『三国史記』と全く同様に二十一年である。つまり碑文は即位の年も薨去の年も、『三国史記』よりも一年早めていることになるのである。

この一年のずれについて、今西龍博士は次のように論じている。⁽¹⁾

永楽五年歳在乙未は史記によるに広開土王の四年乙未^{晋太元}なり。王の即位は壬辰なるを以て永楽元年辛卯の翌年

に当り、碑文と一年の差あるを以て朝鮮史の謬なりとの説あり。史記の広開土王の称元法は踰月称元なれば、称元法の相異によりて王の元年を一年丈早むるの余地なし。王の在位が二十二年（踰月称元にて）なりしことは碑文及史記の一致によりて疑なきことなるを以て、王柩を山陵に遷せし甲寅を王薨去の翌々年とせざれば、王の即位を辛卯（永楽元年）に繰り上ぐるに能はず。晋書本紀及宋書高句麗伝を参照すれば、王の嗣王璉（長寿王）が晋に使節を出せしは晋義熙九年十二月にして、三国史記は是歳十月を以て広開土王薨去せりとす。此一事は王の薨を一年早めて此前年でありたりとする理由とならざるなり。新羅に於ける建元及改元の例によれば、王の即位と建元若くば改元とは必ず伴ふものにあらず、然らば永楽元年を以て故国壤王の八年なりとし、広開土王其翌年継承して改元せざりしものとするも不可なし。此一事を以て韓史に一年の誤ありと論ずるは論拠不充分なり。

今西博士は永楽の年号は好太王の即位の年に建てたのではなく、その前年に当る故国壤王の八年（西暦三九一年）に建てた年号であり、好太王は故国壤王の九年（西暦三九二年）に即位したが、故国壤王の建てた永楽の年号をそのまま踏襲し、即位の年を永楽二年としたもと解しているのである。従って好太王碑文と『三国史記』との間には、紀年のずれはなく、両者ともに即位の年を壬辰年（西暦三九二年）とし、薨去の年を癸丑年（西暦四一三年）としているのであり、『三国史記』の紀年の誤りではない、とするのである。

では、はたして今西博士の解釈によって問題は解決されたのであろうか。碑文の第一面第五行に、「二九にして登祚す。号して永楽太王と為す。」とあるが、もし、今西博士の解釈のように、故国壤王の八年に永楽と建元したのであれば、永楽の年号は故国壤王と好太王の二代に跨って使用されたことになるから、故国壤王も永楽王と呼ぶことができるのであり、「永楽太王」の称号をもって好太王の固有名詞とすることはできないのである。従って碑文に、「二九にして登祚す。号して永楽太王と為す。」と記されているのは、十八歳で即位し、その年に永楽の年号を建て、そ

の年号をもって王の称号としたことを意味するものと思われるのである。してみると、碑文は好太王の即位を永樂元年（辛卯年）としているのであり、即位を永樂二年（壬辰年）と解する今西説は誤りと言わねばならない。

碑文と『三国史記』との間に一年のずれを生じていることに間違いないとすれば、この一年のずれは、はたして実年代のずれであろうか。ここで一年のずれの性質について考えてみると、『三国史記』が好太王四年を乙未年とするのに対し、碑文は好太王五年を乙未年とするのであるから、一見すると、碑文の紀年は『三国史記』に比べ、即位を一早めているかのごとく見えるのである。また、この乙未年のみでなく、碑文に記されている六年丙申・八年戊戌・九年己亥・十年庚子・十四年甲辰・十七年丁未・廿年庚戌の七個の紀年も、乙未年と同様に、『三国史記』に比べ、即位を一年早めているかのごとく見えるのである。しかし、このように見えるのは、『三国史記』も好太王碑文も、現行の干支紀年法によって紀年しているものとして判断しているからである。もし、両者の干支紀年法が異なる場合には、この判断は正しいとは言えないのである。従って両者は、現行の干支紀年法によっているか否かを検討してみることが必要となるのである。

まず『三国史記』の干支紀年法について考えてみると、『三国史記』の「卷第三十」の年表は、好太王の元年を東晋の太元十七年に当てているが、太元十七年は壬辰年であり、西暦三九二年に当るのである（第一表を参照されたい）。従って西暦一九七八年（昭和五十三年）は戊午年に当ることになるから、『三国史記』が現行干支紀年法によっていることは明らかである。次に好太王碑文の干支紀年法について検討してみると、碑文の第一面第六行に、「甲寅年九月廿九日己酉を以て、遷りて山陵に就く。」と記されている。すなわち、好太王を山陵に葬った日付を「甲寅年九月二十九日己酉」としているから、第三表によって甲寅年の位置を検討してみよう。

第三表

西曆	干支	高句麗	各月の朔の干支
四一五	乙卯	三年	乙正月 乙卯月
四一四	甲寅	二年	乙二月 乙酉月
四一三	癸丑	長寿王 一年	甲三月 甲寅月
四一二	壬子	好太王 二十一年	甲閏三月 甲申月
			癸四月 癸丑月
			癸五月 癸未月
			癸六月 癸丑月
			壬七月 壬子月
			壬八月 壬子月
			辛九月 辛巳月
			辛十月 辛亥月
			庚十一月 庚辰月
			庚十二月 庚戌月

第三表は、西曆四一二年から四一五年までの年の干支と、各月の朔の干支を示したものである。この月朔干支表

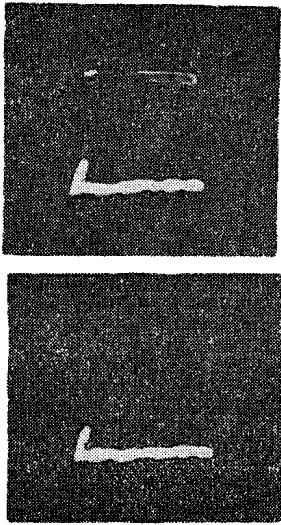
は、内務省地理局編『三正綜覧』⁽²⁾によつたものであるが、陳垣著『二十史朔閏表』⁽³⁾の月朔干支も全く同様であるから、信憑して差支えないであろう。さて、碑文には「甲寅年九月二十九日己酉」とあるが、九月二十九日の干支が己酉であれば、九月朔の干支は辛巳でなければならない。ところで、現行干支紀年法によれば、甲寅年は西曆四一四年に当るから、この年の九月朔の干支を見ると、丁巳であり、碑文の九月朔の干支と合致しないのである。ここで西曆四一五年に当る乙卯の年の九月朔の干支を見ると、辛巳であり、碑文の九月朔の干支と合致しているのである。

考えてみると、碑文の「九月二十九日」は甲寅年の九月二十九日であるが、甲寅年は西曆四一四年に当り、東晋の義熙十年に当るのであるから、この年の九月朔の干支は丁巳でなければならない。何故なら、各月の朔の干支は、その年の干支と構造的に結び付いているのであり、各月の朔の干支は、その年の干支から算出されるものであるからである。それにもかかわらず、碑文の九月二十九日の干支が己酉とされているのは、碑文の甲寅年は、甲寅年と称して

いるにもかかわらず、実はその翌年の西暦四一五年に当る乙卯年の月朔干支と構造的に結合していることになるのである。換言すれば、碑文の甲寅年は甲寅年（西暦四一四年）と称しているにもかかわらず、実はその翌年に当る乙卯年（西暦四一五年）に位置しているのである。すなわち、碑文の甲寅年は、一見すると現行干支紀年法による甲寅年（西暦四一四年）に位置しているかのごとく見えるのであるが、実はその翌年に当る乙卯年（西暦四一五年）に位置しているのであり、碑文の甲寅年は、年の干支が一年引き下げられているのである。これは不可解に思われるかも知れないが、月朔干支はその年の干支と構造的な結合をしているものであるから、碑文の甲寅年が一年引き下げられていることは間違いないであろう。

以上、好太王碑文に記されている「甲寅年九月廿九日己酉」の日の干支を検討し、この甲寅年は、現行干支紀年法による甲寅年に比べ、年の干支が一年引き下げられていることを、ほぼ明らかにすることができたが、この「九月廿九日己酉」の「己酉」の文字については問題があるので、以下、「己酉」の文字について検討してみよう。

(上) シャバンヌ拓本の模写
(下) 総督府拓本の模写



さて、わたくしは、この文字を「己酉」と読むのであるが、ほとんどの先学は、この文字を「乙酉」と読んでいます。しかし、『長白彙徴録』⁽⁴⁾所収の「傳雲龍跋」には、「好大王墓碑甲寅九月廿九日己酉立」とあり、「己酉」と読んでいます。ここで拓本を調べてみると、シャバンヌ拓本⁽⁵⁾では、「己」の第二画は見えないが、第三画は明瞭に見える。また、第一画は不鮮明ではあるが、上の「一」の画は見えるから、「乙」ではなく、「己」と読めるのである⁽⁶⁾。また、内藤虎次郎旧蔵の写真（京都大学人文科学研究所蔵）によると、「己」の第一画と第二画は欠損しているが、第一画の痕跡が認められ、第三画は明瞭に看取できるから、「乙」ではなく、「己」であることは間違いない

であろう。

好太王碑文には欠損のため判読困難な箇所があるが、このことについて、今西龍博士は次のように述べている。⁽⁷⁾

此碑欠落せし部分少からず、碑面風雨に侵蝕せられ小凸凹を生じ且つ刻字浅露となれり。第一面・第二面最も甚しく第三面は欠落せし部分少からざれども残余の碑面は第二面のそれに比して稍々平なり。第四面は比較的良好に遺存せり。如上の状なるを以て原碑面のまま拓本を作りては不鮮明甚しく字形も明瞭ならざるもの多数なるが故に、碑面の深く欠落せる第一面の一部の如きは泥土を以て之を填充し、尚ほ四面ともに全面に石灰を塗り字形のみを現はし、字外の面の小凸凹を填めて之を平にし、唯拓本を鮮明にすることをのみ務めたり。されば文字中全く工人の手に成るものあり、一部分の修補せるものに至りては甚だ多し。

今西博士の調査は一九一三年（大正二年）に行われたのであるが、そのころの碑面の状態は「原碑面のまま拓本を作りては不鮮明甚しく字形も明瞭ならざるもの多数なるが故に、碑面の深く欠落せる第一面の一部の如きは泥土を以て之を填充し、尚ほ四面ともに全面に石灰を塗り字形のみを現はし、字外の面の小凸凹を填めて之を平にし、唯拓本を鮮明にすることをのみ務めた」状態である。ところで、全面に石灰を塗付した時期は一九〇〇年前後とされてお⁽⁸⁾り、内藤虎次郎旧蔵写真とシャバンヌ拓本は石灰塗付の直後のものとされている。⁽⁹⁾してみると、内藤虎次郎旧蔵写真とシャバンヌ拓本の「己」の字が、他の拓本に比べて鮮明に見えるのは、石灰を塗付して不鮮明な文字の字形を鮮明にしたためであると思われる。

考えてみると、石灰を塗付したのは鮮明な拓本をとるためであり、その際、欠損した文字を補修したのであるから、その補修は原文字の復原に努めたはずである。また、「九月廿九日」の干支が「己酉」であるか、それとも「乙酉」であるかは、補修者の政治的意図には関係のない文字であるから、「己」の字が政治的意図によって変改された

ものとは考えられない。もし補修者に何かの意図があったとすれば、この干支が現行長曆に合致するか否かを検討しようとしたはずである。ところで、現行長曆によれば、「甲寅年九月廿九日」の干支は「乙酉」であり、「己酉」ではないから、補修者が変改したものは到底考えられないのである。

ここで先学の好太王碑文の釈文を見ると、管見の範囲内では、前述の「傳雲龍跋」に「己酉」と読まれているのみで、他の諸先学は、すべて「乙酉」と読んでいる。しかし拓本を調べてみると、総督府拓本と東洋文化拓本⁽¹¹⁾は、いずれも「己」の字の第三画と思われる字形に見え、酒匂雙鉤墨本⁽¹²⁾にも同様な字形に書かれている。では、諸先学は何故にこの字を「乙」と読んだのであろうか。字形から見て、「乙」の下半分のごとく見えるので、「乙」と読んだのであろうが、拓本の字形から「乙」と断定することは困難であるから、『三正綜覧』などの長曆によって検討したと思われる。すなわち、『三正綜覧』を見ると、甲寅年（西暦四一四年）の九月朔は丁己であるから、九月二十九日は「乙酉」である（第三表を参照されたい）。おそらく先学は、このような操作をして「乙酉」としたものと思われるのである。

右述により、碑文の「甲寅年九月廿九日」の干支は、「乙酉」ではなく、「己酉」であることをほぼ明らかにすることができた。従って「甲寅年九月廿九日己酉」の長曆上における位置は、西暦四一四年（甲寅年）に位置するのではなく、西暦四一五年（乙卯年）に位置するのである。すなわち、この「甲寅年」は現行干支紀年法に比べ、年の干支が一年引き下げられているのである。では、年の干支が一年引き下げられているのは、この「甲寅年九月廿九日己酉」のみであろうか。先に挙げた碑文に記されている八個の紀年について検討してみよう。

ここで再び第二表により、『三国史記』の紀年と碑文の紀年を比較してみると、『三国史記』は好太王の元年を壬辰年（西暦三九二年）としているが、碑文は元年を辛卯年（西暦三九一年）としている。ところで碑文によると、好太

王は十八歳で即位し、三十九歳で薨じたのであるから、その薨年は壬子年（西暦四一二年）であるが、『三國史記』によると、即位二十二年、すなわち癸丑年（西暦四一三年）に薨じている。従って、一見すると碑文は即位の年も薨年も、一年早めているかのごとく見えるのである。ところで、碑文は乙未年を即位五年としているが、『三國史記』は乙未年を即位四年としているから、一見すると、碑文は即位を一年早めているかのごとく見えるのである。また、碑文の六年丙申・八年戊戌・九年己亥・十年庚子・十四年甲辰・十七年丁未・廿年庚戌の七個の紀年を『三國史記』の紀年と比べると、「五年乙未」の場合と同様に、いずれも即位を一年早めているかのごとく見えるのである。しかし、即位紀年が一年引き上げられていると判断するのは、碑文と『三國史記』は同一の干支紀年法によっているものとして判断しているのであり、碑文の干支紀年が一年引き下げられている場合には、碑文と『三國史記』の即位紀年は全く合致することになるのである。ところで、碑文の「甲寅年九月廿九日己酉」は、明らかに干支紀年が一年引き下げられているのであるから、他の八個の紀年も、即位紀年が一年引き上げられているのではなく、干支紀年が一年引き下げられていることがわかるのである。

このようにみて来ると、『三國史記』の紀年と好太王碑文の紀年との関係は、第四表のごとくなるのである。すなわち、即位の年は両者同様に西暦三九二年（壬辰年）であり、薨年も両者同様に西暦四一三年（癸丑年）であり、在位も両者同様に二十一年である。従って、『三國史記』に記されている即位の年も薨年も、正しい史実を伝えているのであり、また、碑文に記されている即位の年も薨年も、正しい史実を伝えているのである。ただ碑文の干支紀年是一年引き下げられているため、一見すると、両者の間に実年代の相違があるかのごとく見えるのである。なお、好太王碑が建てられた年は、長寿王三年に当る西暦四一五年（乙卯年）であり、好太王薨去の翌々年に建てられたのである。

第 四 表

三 国 史 記		好 太 王 碑 文			西 曆
干 支	即 位 紀 年	干 支	即 位 紀 年	年 齡	
辛 卯	故国壤王 8	庚 寅	故国壤王 8		391
壬 辰	好太王 1	辛 卯	好太王 1 永 樂	18	392
癸 巳	2	壬 辰	2	19	393
甲 午	3	癸 巳	3	20	394
乙 未	4	甲 午	4	21	395
丙 申	5	乙 未	5	22	396
丁 酉	6	丙 申	6	23	397
戊 戌	7	丁 酉	7	24	398
己 亥	8	戊 戌	8	25	399
庚 子	9	己 亥	9	26	400
辛 丑	10	庚 子	10	27	401
壬 寅	11	辛 丑	11	28	402
癸 卯	12	壬 寅	12	29	403
甲 辰	13	癸 卯	13	30	404
乙 巳	14	甲 辰	14	31	405
丙 午	15	乙 巳	15	32	406
丁 未	16	丙 午	16	33	407
戊 申	17	丁 未	17	34	408
己 酉	18	戊 申	18	35	409
庚 戌	19	己 酉	19	36	410
辛 亥	20	庚 戌	20	37	411
壬 子	21	辛 亥	21	38	412
癸 丑	長寿王 1	壬 子	長寿王 1	39	413
甲 寅	2	癸 丑	2		414
乙 卯	3	甲 寅	3		415

二 顛 頂 曆 紀 年 法

上述により、好太王碑文に用いられている干支紀年が一年引き下げられていることは、ほぼ明らかにされたことと

友田吉之助

思うが、碑文に用いられている九個の干支紀年は、いずれも一年引き下げられているのであるから、これら九個の干支紀年は、一定の法則に従って一年引き下げられているに違いない。では、現行干支紀年法に比べ、年の干支が一年引き下げられた干支紀年法が存在したのであろうか。別著⁽¹³⁾において述べたごとく、中国の秦から前漢にかけて、顓頊暦せんぎょくれきと呼ばれる暦法が行われ、この暦法に伴われて顓頊暦紀年法が行われたのである。顓頊暦は西暦前三六六年を暦元とした四分暦であるが、この暦法に伴われた顓頊暦紀年法は、年の干支が一年引き下げられた干支紀年法である。すなわち、現行干支紀年法は、西暦前三六六年の干支を乙卯とするのであるが、顓頊暦紀年法は、この年を甲寅とするのであり、年の干支が一年引き下げられた干支紀年法である。顓頊暦は、秦の始皇帝二十六年（西暦前二二一年）から、漢の武帝の太初元年（西暦前一〇四年）まで、一一七年間行われた暦法で、顓頊暦紀年法は、この暦法に伴われた紀年法であるから、はなはだ古い紀年法である。

さて、好太王碑文は五世紀初頭に記された碑文であるが、東アジアにおいて行われた干支紀年法で、現行干支紀年法に比べ、一年引き下げられた干支紀年法としては、顓頊暦紀年法以外には存在しないから、好太王碑文は顓頊暦紀年法によって記しているものと考えられるのである。ここで、中国において顓頊暦紀年法が行われた事実を明らかにし、さらに、わが国においても、顓頊暦紀年法が行われた実例を挙げ、好太王碑文に用いられている干支紀年法の意義を考えてみよう。

前述のごとく、顓頊暦紀年法は一一七年間行われた紀年法であるが、現存の文献は、この時代の事件を現行干支紀年法によって記しているため、顓頊暦紀年法の存在を実証できる史料は僅少である。以下、顓頊暦紀年法によって記した文献を挙げると、『淮南子』の「天文訓」に、

淮南元年冬、太一在丙子。冬至甲午。立春丙子。

と記されている。淮南元年とは淮南王劉安の元年で、漢の文帝十六年（西暦前一六四年）に当る。太一とは太歳のことであるから、西暦前一六四年（文帝十六年）の干支は丙子年である、というのである。しかし、この年は現行干支紀年法では丁丑年であるから、『淮南子』の干支紀年法は、現行干支紀年法に比べ、一年引き下げられているのである。すでに述べたごとく、顓頊曆紀年法が行われたのは、秦の始皇帝二十六年（西暦前二二一年）から漢の武帝の太初元年（西暦前一〇四年）までであるから、『淮南子』の歳名（丙子）は、当時行われていた顓頊曆紀年法による歳名を記しているのである。

『漢書』卷四十八、賈誼伝の賦に、

其辞曰。单闕之歳、四月孟夏、庚子、日斜、服集余舎。

と記されている。この年は文帝七年（西暦前一七三年）であり、現行干支紀年法によれば、戊辰年であるにもかかわらず、辞には「单闕之歳」、すなわち卯年（丁卯年）としている。従って、この干支紀年法も、現行干支紀年法に比べ、一年引き下げられているのである。また、この歳名（卯年）は、この年に作られた賦に用いられている歳名であるから、当時、用いられた歳名であり、顓頊曆紀年法によっていることは明らかである。

『漢書』卷二十一下、律歴志、世経に、

光武皇帝。著_レ紀。以_ニ景帝後高祖九世孫_一、受_レ命中興復_レ漢。改_レ元曰_ニ建武_一。歳在_ニ鶉尾之張度_一。

と記されている。「歳在鶉尾」というのは、「申年」ということであるから、後漢の光武帝が即位した建武元年（西暦二五年）は甲申年に当る、というのである。しかし、現行干支紀年法によれば、この年は乙酉年であるから、世経に記されている紀年は、年の干支が一年引き下げられているのである。また、この文章を見ると、「景帝の後、高祖九世の孫をもって、命を受け、中興して漢を復す。」とあり、前漢の高祖を起点として述べているから、高祖時代に用

いられていた顓頊曆紀年法によって記したものと思われる。

以上、わずか三個ではあるが、顓頊曆紀年法によって記された文献を挙げる事ができた。顓頊曆紀年法は一一七年間も行われた紀年法であるにもかかわらず、わずかな資料しか残存しないのは、後漢時代に現行干支紀年法が確立してからは、編纂や著作をする場合に、顓頊曆紀年法によっている原資料の紀年を、現行干支紀年法に改めたためではあるまいか。また、顓頊曆紀年法による紀年は一見すると誤記のごとく見えるから、顓頊曆紀年法によって記された記録は、時代の推移と共に、現行干支紀年法によって訂正される可能性が多分にあるであろう。いずれにしても、顓頊曆は秦の始皇帝二十六年から一一七年間行われた曆法であり、顓頊曆紀年法は、その曆法に伴われた紀年法であり、わずかながらも、その証拠となる資料を挙げる事ができるから、この紀年法が実在したことは間違いないであろう。

ここで翻って好太王碑文の「甲寅年九月廿九日己酉」の曆法について考えてみると、この曆日は甲寅年と称しているにもかかわらず、実は翌年に当る乙卯年の九月の干支と合致するのである。ところで、顓頊曆紀年法は顓頊曆に伴われた干支紀年法であるから、「甲寅年九月廿九日己酉」の日の干支は顓頊曆の日の干支と合致するはずである。しかるにこの曆日は、当時、東晋において行われていた秦始皇曆と合致するのである。考えてみると、顓頊曆は四分曆であるから、碑文の曆日が秦時代に行われた顓頊曆の曆日であれば、日の干支にずれを生ずるはずであるが、日の干支は東晋の泰始曆（東晋の泰始曆は三国時代の魏の景初曆と同じ曆法である）と合致するのである。しかし、四分曆による曆日の月名は現行長曆の月名と一致しない場合があるから、「九月廿九日己酉」が泰始曆によっているか否かは断定できない。ただ、この曆日は現行干支紀年法による甲寅年（西曆四一四年）九月に位置せず、翌年に当る乙卯年に位置していることは明らかである。また、当時の高句麗においては、顓頊曆紀年法のみ行われたのか、それとも現

行干支紀年法と顓頊曆紀年法とが並行して行われたのか、その点も明らかでないが、いずれにしても、顓頊曆紀年法が行われていたことは間違いないであろう。

右述により、顓頊曆紀年法が中国において行われたことは、ほぼ明らかになったが、この紀年法は、わが国においても行われたのである。いま、その一例を挙げると、『万葉集』⁽¹⁴⁾の十八番歌の左注に、

日本書紀曰。六年丙寅三月辛酉朔己卯、遷都于近江。

と記されている。「六年」とは天智天皇六年のことであるが、現行干支紀年法によれば、天智天皇六年は丁卯年に当り、西暦六六七年に当るのであり、現存の『日本書紀』の天智紀の紀年は、現行干支紀年法と合致している。しかるに左注は六年を丙寅年としているから、干支に一年のずれを生じていることになる。すなわち、左注は丁卯年に当る西暦六六七年（天智天皇六年）を丙寅年としているのであるから、左注の干支は一年引き下げられているのである。

これは一例に過ぎないが、別著⁽¹⁵⁾において詳述したごとく、奈良時代においては、現行干支紀年法と並行して顓頊曆紀年法が行われていたのである。また、養老四年（西暦七二〇年）に撰進された現存の『日本書紀』に先立って、和銅七年（西暦七一四年）に、『日本紀』⁽¹⁶⁾が撰進されたことも、別著⁽¹⁶⁾において詳述したが、この「和銅日本紀」は顓頊曆紀年法によって編年されていたのである。⁽¹⁷⁾してみると、顓頊曆紀年法は古代中国で行われたのみでなく、古代日本においても行われたことは明らかであるから、好太王碑文に用いられている一年引き下げられた干支紀年法は、顓頊曆紀年法と断定して誤りないであろう。

むすび

好太王碑文の紀年に一年のずれを生じていることは、先学によって指摘されたが、わたくしは碑文に記されている

九個の紀年を検討し、一見すると、好太王の即位が一年早められているかのごとく見えるこの紀年は、実は年の干支が一年引き下げられていることを、ほぼ明らかにすることができた。現行干支紀年法に比べ、年の干支が一年引き下げられた干支紀年法は、古代中国で行われた顓頊曆紀年法以外には存在しないから、好太王碑文の干支紀年を、顓頊曆紀年法による干支紀年と断定したのであるが、上述の論証に誤りがないとすれば、好太王碑文に記されている九個の干支紀年の実年代は、それぞれ一年引き下げられることになるから、高等学校の教科書をはじめ、現在行われているすべての歴史年表が、好太王碑文に記されている、倭国軍が海を渡って百濟および新羅を破った年を、西暦三九一年としているのは誤りであり、正しい年代は西暦三九二年でなければならない。また、好太王碑の建てられた年を、西暦四一四年としているのも誤りであり、正しい年代は西暦四一五年でなければならない。

干支紀年法は曆法と密着しているが、曆法は単に時間を計る目盛としての意義をもつのみではなく、思想ないし政治哲学と密着しており、文化史的意義をもつものである。してみると、五世紀初頭に建てられた好太王碑文に、顓頊曆紀年法が用いられている事実は、中国の古代文化と高句麗の文化との関係を示す重要な資料と言わねばならない。また、「和銅日本紀」が好太王碑文と全く同様に、顓頊曆紀年法という特殊な干支紀年法によって編年されていたことは、日本古代文化の性格を明らかにするための、重要な手がかりとなるであろう。

註

- (1) 今西龍『朝鮮古史の研究』（複製版）（一九七〇年）四六四ページ 国書刊行会、東京
- (2) 内務省地理局『三正綜覧』（複製版）（一九六六年） 地人書館、東京
- (3) 陳垣『二十史朔閏表』（一九六二年）中華書局、北京
- (4) 張鳳臺『長白彙徵録』（一九一〇年）に傳雲龍の跋が収められている。わたくしは原本を見ることができなかったため、ここ

の引用文は、李進熙『広開土王陵碑の研究』（増訂版）の「資料編」（三三三ページ）の写真版から引用した。

- (5) 李進熙『広開土王陵碑の研究』（増訂版）（一九七四年）吉川弘文館、東京、の「資料編」（釈文・拓本）の写真版による。
- (6) 李進熙「前掲書」の資料編（五六ページ）の写真版による。
- (7) 今西龍「前掲書」四五四ページ
- (8) 李進熙「前掲書」一五九ページ
- (9) 李進熙「前掲書」一六七ページ
- (10)(11)(12) 李進熙「前掲書」「資料編」（釈文・拓本）の写真版による。
- (13) 拙著『日本書紀成立の研究』（一九六九年）三六八〜三七一ページ 風間書房、東京
- (14) 日本古典文学大系『万葉集』(一)（一九七二年）岩波書店、東京
- (15) 拙著「前掲書」第七章
- (16) 拙著「前掲書」
- (17) 「和銅日本紀」が顛頊曆紀年法によって編年されていたことは、拙著『日本書紀成立の研究』において詳述した。